

業務指示書

タンザニア国天然ガス普及促進プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：エネルギー開発計画にかかる業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：ガス・石油開発にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 供給/産業利用】

- 1) 類似業務の経験：ガス・石油供給計画にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済財務分析】

- 1) 類似業務の経験：経済財務分析にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TZS1 = 0.050170 円 , US\$1 = 111.326 円 , EUR1 = 124.403 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合計画
供給／産業利用
経済財務分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.83 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月22日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
タンザニア国天然ガス普及促進プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 供給/産業利用	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済財務分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

1974年にダルエスサラームの南200キロに位置するSongo Songo島において陸上部から浅い沖合にかけてガス田が発見され、2001年に世界銀行がSongo Songoガス田の開発とガス利用設備建設の支援を実施。2004年にはガス供給システムが完成し、ダルエスサラーム地域の発電所等が運転開始した。2015年には国内向け天然ガス供給を大幅に増加するため、浅海部等のガス田からダルエスサラームへ487kmのパイプラインが建設され、このパイプラインを活用した新設火力発電所のキネレジ発電所が2016年に運転を開始している。さらに近年、深海に大規模(47.13Tcf)なガス田が発見され、資源量はこれまでの陸上や浅海部ガス田(10.12Tcf)と比較し、圧倒的に大規模であることから、モザンビーク同様、タンザニアにおいてもLNG事業の実施が期待されている。ところが、昨今の資源価格下落の影響を受けLNG事業の早期実現は困難との見通しが後述のJICA調査の結果からも出たことから、まずは比較的開発コストの低い陸上や浅海部ガス田を利用したプロジェクトの推進が不可欠である。またタンザニア国内では、国産資源を自国の経済発展及び国民生活の質向上のために利用すべきとの議論もある。同国は消費エネルギーの大部分をバイオマスに頼り、商業エネルギーで最も消費量の多い石油は全て輸入しており、近代エネルギーの導入推進及び石油の代替燃料として国内のガスを利用することは同国の発展に資するものであるが、全国的な天然ガスの利用は進んでいない。上記の状況を踏まえ、タンザニア政府は天然ガス利用にかかる具体化・推進のため、全国各地におけるエネルギー需要や、輸送システムの経済性評価等の調査に基づいた、総合的な天然ガスの国内利用計画の策定に関する支援を日本政府に対し要請した。

2. 業務の目的

タンザニアの社会経済およびエネルギー需給事情を踏まえた効果的かつ包括的な天然ガス利用を支援するため、浅海・陸上ガス田や大水深ガス田の開発、天然ガス産業や天然ガス発電の展開に関する諸計画を踏まえ、全国的な天然ガス利用を推進するためのインフラ開発を図る国内天然ガス普及促進マスタープラン(Domestic Natural Gas Promotion Plan: DNGPP)の策定および同計画フェーズ1における天然ガス供給システム構築モデルプランの策定を支援するとともに、相手国政府自らがこれを策定、改訂できるよう能力強化を行うことを目的とする。

3. 対象地域・機関

調査対象地域：タンザニア全国。また、タンザニア国内の主要都市(ドドマ、タンガ、アリューシャ・キリマンジャロ、ムワンザ、ムトワラ、ムベヤ)のうち、C/Pとの協議により選択したガス供給優先地域。

対象機関：エネルギー鉱物資源省(MEM)、タンザニア石油開発公社(TPDC)

4. 業務の範囲

本コンサルタントは、「7. 成果品」を念頭に、「5. 業務における留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成に当たっては機構担当部と協議しつつ、取り進めるものとする。

5. 業務における留意事項

5.1 調査対象期間

タンザニアでは浅海域の小規模ガス田から供給される天然ガスの利用が緒につくつつある。一方、大水深ガス田では大規模な埋蔵量が確認されているが、巨額の開

発投資と長いリードタイムが必要とされるため、これを利用する LNG などの大型プロジェクトが実現するのは 2025 年頃と見込まれる。経済全般で天然ガスの利用が本格化するのにはさらにその先であり、本調査では短期（現在～2025 年）、中期（2025 年～2035 年）、長期（2035 年～2045 年）と対象期間を 3 つに分けて天然ガス普及の進め方を検討する。

5.2 タンザニアのエネルギー需要及び地域別天然ガス利用の見通し

タンザニアではエネルギー供給の太宗を薪炭等の在来型バイオマスに依存しているが、今後は石油、天然ガス、電力などの近代エネルギーの普及が経済発展を支えることが想定される。なかでも国産エネルギーである天然ガスには、産業開発、雇用創出、民生部門エネルギーの近代化などの面で大きな期待が寄せられている。本調査では「タンザニア国天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査」、「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定および全国電力システムマスタープラン（2016）更新プロジェクト」などでの検討結果を踏まえ、同国の天然ガス需要見通しをまとめ、天然ガス利用計画の基礎情報とする。

全国的な天然ガス利用計画を検討する上では今後の地域別エネルギー需要動向を把握する必要がある。このため、現地の事情に詳しいコンサルタントを再委託にて起用し、データの収集および各地の経済・産業動向などの調査・分析を実施する。この調査をもとにマスタープラン策定の基本情報として長期の地域別需要動向を想定する。

5.3 タンザニアのエネルギー価格政策

タンザニアでは石油法（2015）、電気法（2008）などに基づきエネルギー価格（石油製品価格、天然ガス価格、電気料金）が規制されており、エネルギー水道公益事業管理庁（EWURA）が規制を所管している。天然ガスが国内市場での石油製品との競争、肥料などの輸出における国際市場での競争などで十分な競争力を確保できるかどうかは、実コストに加えエネルギー価格規制のあり方により大きく左右される。そのため、エネルギー価格の設定基準や価格政策について関係機関と協議し、その結果を需要予測やプロジェクトの経済性評価において適用する。

5.4 タンザニアにおける天然ガス供給見通し

タンザニアにはすでに開発が進んでいる浅海ガス田や今後の開発が期待される大水深のガス田等が存在している。各ガス田の規模や特性、天然ガス利用プロジェクトの動向などを勘案し、今後の天然ガス生産量のシナリオ推定を行う。また、これらのガス田から得られる生産分与量を考慮し、タンザニア国内で利用可能な天然ガス量の推定を行う。

5.5 天然ガス配送手段の検討と経済性評価

タンザニアの広い国土（約 94.5 万 km²：日本の 2.6 倍）のうち、現在、ムトワラからダルエスサラームまで約 500km にわたる沿海部で天然ガスパイプラインが開通している。この沿線での天然ガス事業の展開、利用推進が当面の第一目標だが、タンザニア国民の間ではこれをさらに推進し、全国で天然ガスを利用したいという願望が強い。このため、パイプライン開通区域での天然ガス利用の動向を勘案しつつ、ドドマ等他の主要地域におけるガスの潜在需要を調査し、天然ガス利用全国展開の進め方を検討する。

同国にはダルエスサラームを除くと人口 100 万人以上の都市はない。地方部では人口やエネルギー消費の密度は低く、地域ごとにまとまったガス需要が期待できるわけではない。そこで、長期的にはパイプラインを利用するとしても、初期段階では LNG や CNG のミニプラントと船、鉄道、トラックによる輸送、小規模配送ターミナル等を組み合わせたシステムの導入が効果的と考えられる。天然ガスの利用は

各地域におけるエネルギー需要の密度や傾向、石油や電力の供給事情等を勘案しつつ、様々な利用方法や輸送方法を組み合わせて段階的に進めることになると思われる。これらの手法の導入について、いくつかのシナリオを想定して、経済性の検討を行う。

5.6 天然ガス普及促進マスタープランの策定

パイプライン開通区域での天然ガス利用の動向を整理し、地方部での天然ガス利用に係る検討結果を組み合わせて、タンザニア国における長期的な天然ガス普及促進マスタープランとその実施プロセスを示すロードマップを作成し、事業化スキームの簡易な検討をする。

5.7 天然ガス供給配送システム実施計画モデルプランの策定

上記のマスタープランをもとに、そのフェーズ1実施計画対象地域の中から1都市を選び、具体的な天然ガス供給システム構築のモデルプラン（Implementation Plan）を作成する。モデルプラン対象都市はカウンターパートと協議の上決定する。

5.8 タンザニア側カウンターパート等関係者の人材育成

世界の天然ガス動向、天然ガス利活用における需要想定、天然ガスの供給・配送の形態や手順、天然ガス利用プロジェクトの経済性評価、マスタープランおよびロードマップの作成、実施計画の作成などについてシンポジウムやワークショップ、研修や見学を実施し、カウンターパート機関の天然ガス開発・利活用に関連する知識と技能の向上を図る。

5.9 環境社会配慮

本案件は JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下、JICA ガイドライン）において、カテゴリーB に分類される。同ガイドラインではマスタープラン調査案件の実施にあたっては戦略的環境影響評価（SEA）を適用することとなり、タンザニアの環境法制度の環境管理法（2004）及びSEA規定（2008）においても、政策や戦略、マスタープラン等の計画策定に対して SEA の実施を求めている。これらを踏まえ、本案件では事業の早期の段階から環境社会配慮が確実に実施されるよう天然ガス普及促進マスタープランの策定時に SEA を適用するとともに、SEA の結果を活かしつつ、マスタープランをもとに検討される優先地域での天然ガス供給配送システム実施計画モデルプランに対しては IEE レベルでの環境社会配慮調査を実施する。なお、タンザニアの法制度に基づく SEA の実施はカウンターパート機関のエネルギー・鉱物資源省（MEM）が責任主体となって進めるが、本案件では JICA ガイドラインを踏まえつつ、ステークホルダーとのコミュニケーションなどその円滑な実施を支援する。

6. 業務の内容

業務内容は以下の想定項目を実施する。国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

6.1 関連情報の収集整理

1) 天然ガス開発に係る国家計画や法制などの分析・整理

タンザニア国の天然ガス政策に係る各種計画、法制などの情報を収集・整理する。

2) タンザニアにおける天然ガス需要や利活用に関する既存資料の情報収集・整理

「タンザニア国天然ガス利活用に係る情報収集・確認調査（NGUMP 調査）」、「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定および全国電力システムマスタープラン（2012）更新プロジェクト（PSMP 調査）」などで推計されているエネルギー需要/天然ガス需要や天然ガス利活用の方向に関する情報を収集・整理する。

3) エネルギー価格規制および価格政策に係る既存資料の情報収集・整理

タンザニアでは石油製品、ガス、電気等の価格・料金規制が実施されており、その実態と今後の価格政策に関する情報を収集・整理する。

4) 天然ガス資源量評価に係る既存資料の情報収集・整理

NGUMP 調査やタンザニア石油開発公社 (TPDC) の発表資料を中心に、同国における天然ガス埋蔵量や開発計画に係る既存資料の情報収集・整理を行う。

5) 世界のガス市場動向の把握

世界の天然ガス市場の動向について、新規ガス田の開発やシェールガスの生産動向を踏まえた天然ガス、LNG の供給見通し、先進国や途上国におけるエネルギー動向や環境問題への取組みを考慮した天然ガス需要の展望等について情報収集・分析を行う。

6) 環境社会配慮に係る既存資料の情報収集・整理

環境社会配慮に関する組織体制ならびに法規制枠組みについて情報収集を行う。その際に、JICA 環境社会配慮ガイドラインとタンザニアの環境法制度のギャップについても確認する。

6.2 天然ガス生産量および国内向け供給量の推計

陸上および浅海ガス田の生産見通し、大水深ガス田の生産見通し、および生産分と契約などに基づくタンザニア国内で利用可能な天然ガスの見通しを推計する。

6.3 天然ガス利活用フェーズ - 1 における天然ガス消費動向の推計

1) 燃料用途における天然ガスの国内需要見通し

タンザニア国内における長期エネルギー需要見通しおよび天然ガス火力や自動車用での利用を含む燃料用途での天然ガス消費の見通しを推定する。

2) 原料用途での天然ガス消費量の見通し

LNG、肥料や化学製品、GTL 等による燃料油製造など天然ガスを原料として使用する産業の展開について、いくつかのシナリオを想定して天然ガス消費量を推定する。

3) 天然ガス総合消費量の推定

上記の推定をもとに、将来の総合的な天然ガス消費見通しを推計する。

6.4 タンザニア国内の地域別天然ガス消費ポテンシャルの推計

1) 地域別天然ガス潜在需要のマクロ指標による推計

人口や所得水準、電力消費量などの地域別分布など、入手可能なマクロ指標をもとに地域別のエネルギー需要動向を仮推定する。本調査の資料収集のため、人口統計、所得統計、電力統計などについて現地の事情に詳しいコンサルタントを再委託にて起用する。

2) 地域別天然ガス需要のポテンシャルに関する現地調査

主要需要地域におけるエネルギー消費実態およびエネルギー価格の現地調査を実施する。エネルギー価格についてはエネルギー水道公益事業管理庁 (EWURA) や関係機関からも価格規制の現状や今後の政策について聴取する。本調査では「3. 対象地域」に記載の各地の工場や商業施設・公共施設の数や規模、エネルギー消費の実態、家庭におけるエネルギー消費の実態、各地の石油製品等競合エネルギーの価格や輸送費などについて現地の関係機関等を訪問して聴取するほか、現地コンサルタントを再委託にて起用して調査を実施する。

3) 地域別エネルギー/天然ガス需要動向の推計

上記の調査結果を踏まえて、地域別の長期エネルギー消費動向と天然ガス需要ポテンシャルを推計する。

4) 現地コンサルタントへの調査再委託業務

① 既存の地域別統計の収集・整理：人口、所得、経済活動、電力消費など

② 各地域の主要工場や商業施設・公共施設等の数や規模、活動状況等の調査
およびエネルギー価格情報などの調査

③ エネルギー消費実態調査（サンプル調査）

6.5 天然ガス供給システムと経済性評価

1) 全国天然ガス供給システムの検討（1）

前項 1)による地域別天然ガス需要の仮推計をもとに、パイプラインや LNG などの輸送方法を組み合わせた全国天然ガス配送システムの素案を作成する。これを基に、前項 2)の現地調査においては、各地の地理、環境、経済・産業などの基礎情報を収集し、天然ガスの長距離輸送システムや地域での消費者向け供給網の建設などを織り込んだ全国天然ガス配送システム構築のための資料とする。

2) 全国天然ガス供給システムの検討（2）

地域別需要動向の推計および現地調査による天然ガス供給システム構築に係る技術、コスト、環境情報などをもとに、いくつかの手法の経済性を比較しつつ、全国天然ガス供給システム構築案を作成する。

3) 戦略的環境影響評価（SEA）の実施

上記 1) 及び 2) の調査・検討を踏まえ、SEA を実施する。具体的には、6.1 項の 6) で収集した情報と全国天然ガス供給システム構築案の内容をもとに、スコーピングとして、検討すべき代替案/シナリオの検討と重要な環境社会影響の範囲、調査の方法・程度を検討した上で、全国天然ガス供給システム構築案の対象範囲の環境社会に関する現状のベースラインを確認する。これらをもとに、想定される影響を検討し、代替案/シナリオの比較検討、重要な影響の緩和策とモニタリングフレームワークを検討する。SEA を進めるにあたっては、マスタープランに係るステークホルダーの範囲を検討し、ステークホルダーとのコミュニケーションの実施を支援する。なお、SEA の実施支援にあたっては、ステークホルダーとのコミュニケーションなどの円滑な実施のため現地コンサルタントを再委託にて起用して行う。

6.6 天然ガス利活用マスタープランとロードマップの策定

上記の検討をもとに全国天然ガス供給システムの構築を念頭に置いた天然ガス普及促進マスタープランとロードマップを作成する。

6.7 天然ガス供給配送システム実施計画モデルプランの策定

上記のマスタープランをもとに、そのフェーズ 1 実施計画対象地域の中から 1 都市を選び、具体的な天然ガス供給システム構築のモデルプラン（Implementation Plan）を作成する。モデルプラン対象都市はカウンターパートと協議の上決定する。

選定された対象都市における天然ガス供給配送システム実施計画モデルプランに対し、IEE レベルでの環境社会配慮調査を実施する。具体的には、既存データ等の比較的入手が容易な情報と必要に応じて実施する簡易な現地調査に基づき、モデルプランについての代替案の検討、事業実施に伴う環境社会影響の予測・評価、これらの緩和策とモニタリング計画の検討を行う。その際に、当該都市の都市計画、土地利用計画がある場合はこれを考慮しつつ実施する。

7. 成果品

以下業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、最終成果品はファイナルレポートとする。

7.1 調査報告書

1) インセプションレポート

- 記載事項： 調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画
提出時期： 2017年10月上旬
提出部数： 和文5部、英文10部、CD-R5部
- 2) プログレスレポート1
記載事項： 地域別需要、輸送費調査、ガス利用産業、天然ガス所要量の見通し、天然ガス供給システムの選択肢に関する検討
提出時期： 2018年4月下旬
提出部数： 和文5部、英文10部、CD-R5部
- 3) DNGPPドラフトファイナルレポート
記載事項： 国内天然ガス利用総合計画とロードマップ
提出時期： 2018年10月下旬
提出部数： 和文5部、英文25部、CD-R5部
- 4) プログレスレポート2
記載事項： 天然ガス供給システム実施計画モデルプランの概要・経済性検討
提出時期： 2019年4月下旬
提出部数： 和文5部、英文10部、CD-R5部
- 5) ドラフトファイナルレポート
記載事項： 全調査結果
提出時期： 2019年7月下旬
提出部数： 和文5部、英文10部、CD-R5部
- 6) ファイナルレポート
記載事項： 全調査結果
提出時期： 2019年10月下旬
提出部数： 和文10部、英文25部、CD-R5部

7.2 コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

7.3 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

7.4 報告書の印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

公共政策部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

3.2 カウンターパートの出張旅費

カウンターパートの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のカウンターパート機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、必要に応じ契約変更をすることで、次の条件により当該経費をカウンターパートに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- a. プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- b. 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- c. JICA が事前に承認していること
- d. カウンターパート機関からの申請書を取り付けていること

3.3 安全対策について

現地作業中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在タンザニア日本国大使館、JICA タンザニア事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

3.4 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 環境社会配慮
- (2) 地域別需要調査

上記以外に業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、提案する現地再委託については、必要な経費を見積に含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

3.5 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。